

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
(抄)

改 正 案	現 行
<p>第1 基準省令の性格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指令に違反することが明らかになつた場合は、都道府県知事の指揮命令に従うものであること。</p> <p>① 次に掲げるものとして、直ちに取り消すことができるものであることを、基準省令に従つた適正な運営ができるためには、都道府県知事の指揮命令に違反したこと。</p> <p>② 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設が自己の利益を図るために基準省令に違反したとき</p> <p>1 指定介護福祉施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき</p> <p>口 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に對して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき</p> <p>② 入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があつたとき</p> <p>3 運営に関する基準に従つて事業の運営をすることができないなくなつたことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。</p> <p>第2 人員に関する基準（基準省令第2条）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 経過措置（基準省令附則第2条、指定介護老人福祉施設の人員、設</p>	<p>第1 基準省令の性格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになつた場合は、都道府県知事の指揮命令に従わないのであること。</p> <p>① 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設が自己の利益を図るために基準省令に違反したとき</p> <p>1 指定介護福祉施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき</p> <p>口 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に對して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき</p> <p>② 入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があつたとき</p> <p>3 運営に関する基準に従つて事業の運営をすることができないなくなつたことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。</p> <p>第2 人員に関する基準（基準省令第2条）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 経過措置（基準省令附則第2条、第3条）</p>

備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第○○号）附則第2条)

(1) 平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4・1又はその端数が4・1以上でよいものとされるが、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開設される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

また、この経過措置は、指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分にのみ適用されることに留意すること。

(2) 平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護老人福祉施設であつて、基準省令附則第3条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないもののうち、入所定員が19人以下のもの（以下「小規模施設」という。）は、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。）に施設サービス計画の作成等の業務を委託できることとし、その場合には当該小規模施設に介護支援専門員を配置しないこととした。

また、当該小規模施設に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第22条の2第5号から第7号までに規定する業務は当該小規模施設の従業者が行うこととした。

6 (略)
第3 設備に関する基準（基準省令第3条）

1・2 (略)
3 経過措置（基準省令附則第4条・第5条）

設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

(1) (略)
(2) 入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置

この基準省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準の所者1人当たりの居室の床面積に関する基準「10・65平方メートル」

(1) 平成17年3月31日の間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4・1又はその端数が4・1以上でよいものとされるが、できるだけ早期に3:1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開設される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3:1以上とすることが望ましい。

(2) 平成15年3月31日の間は、介護支援専門員について、介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある生活相談員等によることとした。

6 (略)
第3 設備に関する基準（基準省令第3条）

1・2 (略)
3 経過措置（基準省令附則第4条・第5条）

設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

(1) (略)
(2) 入所者1人あたりの居室の床面積に関する経過措置

この基準省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち入所者1人あたりの居室の床面積に関する基準「10・65平方メートル」

ル以上」については、「収納設備等を除き、4・95 平方メートル以上」とする。(附則第4条第1項)
(3) 入所者1人当たりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置この基準省令の施行の際に現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準の食堂及び機能訓練室の合計した面積「3 平方メートルに入所定員で得た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。(附則第5条)

第4 運営に関する基準

1 提供拒否の禁止

基準省令第4条の2は、原則として、入所申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁ずるものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他の入所者に對し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。

3 要介護認定の申請に係る援助

(1) 基準省令第6条第1項は、要介護認定の申請がなされれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、入所申込者が要介護認定を受けていることと確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。
(2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。

5 入退所

メートル以上」については、「収納設備等を除き、4・95 平方メートル以上とする。(附則第4条第1項)

(3) 入所者1人あたりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置この基準省令の施行の際に現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準の食堂及び機能訓練室の合計した面積「3 平方メートルに入所定員で得た面積以上」の基準については、当分の間適用しないものである。(附則第5条)

第4 運営に関する基準

1 (略)

2 (略)

1 (略)

2 (略)

3 入退所

(1) 基準省令第7条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とすることを規定したものである。

(1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とすることを規定したものである。

(2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対応して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否するものを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。

(3) 同条第3項は、入所を待つている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められたものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が困難な介護を要する者のうち居宅においてこれを受けけることのできる。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時介護を要する者のうち居宅においてこれを受けけることのできる者を対象としていることからがみ、介護の必要な程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

(3) 同条第3項は、基準省令第1条（基本方針）を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切な指定介護福祉施設サービスが提供されるようにするために、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

また、質の高い指定介護福祉施設サービスの提供に資することや入所者の生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないものとしたものである。

(4) 同条第4項及び第5項は、指定介護老人福祉施設が要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることからがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。なお、上記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行うこと。

(5) 同条第6項は、第4項の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭で

(1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とすることを規定したものである。

(2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対応して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否するものを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。

(3) 同条第3項は、入所を待つている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められたものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が困難な介護を要する者のうち居宅においてこれを受けけることのできる者を対象としていることからがみ、介護の必要な程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

(4) 同条第6項から第8項までは、指定介護老人福祉施設は要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることにからがみ、居宅での介護が生活環境を構成して可能と判断される場合には、退所に対し必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。

の介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。

また、退所が可能な限り入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。

4 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 基準省令第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、入所申込者が要介護認定を受けていることを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行わっていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。
- (2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6箇月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることどされていることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなさることとしたものである。

5 サービスの提供の記録
基準省令第8条第2項は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。
なお、基準省令第37条第2項に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

7 利用料等の受領

- (1)・(2) (略)
- (3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関する、
① 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行つたことに伴い必要となる費用
- (1) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関する、
① 厚生大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行つたことに伴い必要となる費用

②～④ (略)
については、前 2 項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができるところとし、保険給付の対象となるサービスと明確に区分できることとし、保険給付の対象となるサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知することによるものである。

8 (略)
9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針
(1) 基準省令第 1 条第 3 項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。

(2) 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第 37 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。

10 施設サービス計画の作成

基準省令第 12 条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行いう介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないよう留意するものとする。

(1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成（第 1 項）
指定介護老人福祉施設の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。

(2) 総合的な施設サービス計画の作成（第 2 項）

施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要である。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介

②～④ (略)
については、前 2 項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができるところとし、保険給付の対象となるサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知することによるものである。

6 (略)

7 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとしないよう留意するものとする。
(1) 施設サービス計画の作成に当たっては、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と十分にその内容を検討することが必要である。なお、同条で定める他の従業者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に關係する者を指すものである。
(2) 当該計画の作成に当たっては、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と十分にその内容を検討することが必要である。なお、同条で定める他の従業者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に關係する者を指すものである。
(3) 基準省令第 11 条第 3 項で定める指定介護福祉施設サービスの内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。

護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。

(3) 課題分析の実施（第3項）

施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入所者の課題分析を行わなければならない。
課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう問題点を把握する上で解決すべき課題を把握することで、入所者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法によって行わればならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならぬものであるが、この課題分析の方式については、別途通知するところによるものである。

(4) 課題分析における留意点（第4項）

計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たつては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

(5) 施設サービス計画原案の作成（第5項）

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。
また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題

題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。

なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定介護老人福祉施設の行事及び日課等も含むものである。

(6) サービス担当者会議等による専門的意見の聽取（第6項）

計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービスマネジメント会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からうの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要な有無について十分見極める必要があるものである。

なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係する者を指すものである。

(7) 施設サービス計画原案の説明及び同意（第7項）

施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。

なお、当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年1月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。

また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意されたい。

(8) 施設サービス計画の交付（第8項）

施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければならない。

なお、交付した施設サービス計画は、基準省令第37条第2項に規定に基づき、2年間保存しておかなければならぬ。

(9) 施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等 (第9項)

計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意する事が重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行ない、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。

(10) モニタリングの実施 (第10項)

施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。

定期的の頻度については、入所者の状況等により弹力的に考慮するものである。

また、特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

(11) 施設サービス計画の変更 (第12項)

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、基準省令第12条第2項から第8項に規定された施設サービス計画作成に当たつての一連の業務を行うことが必要である。

なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要である。